

書類審査に伴う評価基準について

1 評価基準について

申請団体多数の場合において、選定委員会は申請された提出書類について、次の評価項目及び配点に基づいて審査を実施し、得点に基づき順位付けを行い、上位5団体程度を選出する。

優先 順位	審査項目	評価項目	選 定 基 準	配点
1	指定管理者としての適性	管理運営実績	同種・類似施設の良好な管理運営実績があるか。 ※同種施設は道の駅、類似施設は、物販施設、飲食施設、その他商業施設等とする。	10
2	収支計画	指定管理料の適正な収支計画	売上・経費等の妥当性を示す積算根拠が明確に示されており、事業収入の増大、支出の縮減など事業的に成長が見込まれた収支計画になっているか。 また、指定管理料縮減の提案がなされており、適正かつ効果的であるか。	10
3	管理運営体制	組織体制	施設の管理体制が明確に示されており、人員体制や配置は妥当か。 また、職員の配置や勤務シフト等、労働条件は適正に配慮されているか。	10
4	施設の管理運営に対する基本的な考え方	施設計画 (施設構成、施設内容)	施設計画にある各施設について、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。 また、市民等の交流を深め、産業の振興及び発展を図るような施設計画内容になっているか。	10
合 計				40

2 同得点となる団体が多数に及ぶ場合

上記表に定めた優先順位の高い評価項目の得点により、再度順位付けを行う。